

真相究明の
基本資料！

病者の人権問題資料集成[2]

全十巻・別冊一

A4判・B5判／上製／総約四、〇〇〇ページ

● 揃定価——本体二四〇、〇〇〇円十税

● 編・解説——藤野 豊（日本近現代史研究者）

〔編集復刻版〕

近現代日本

ハンセン病問題
資料集成

……
戦後編

戦後、隔離政策は継続・強化された——

戦後民主主義下、ハンセン病隔離政策の実態と

国家と国民に向けて療養所入所者が、

何をどう求めたのかを明らかにする、

資料群二、六〇〇〇余点の集大成！

不二出版

近現代日本
ハンセン病問題
資料集成
……
戦後編

隔離政策の真相を究明するために

藤野 豊 日本近代史研究者

二〇〇一年五月一日、熊本地裁は、ハンセン病患者・元患者への強制隔離・強制断種・強制労働、果ては患者や患者が産んだ嬰兒を虐殺してきた国家の犯罪を厳しく批判する判決を下した。あれから二年が経過する。しかし、いまだに「隔離は日本だけではない」「隔離により救われた患者もいる」などという声が跡を絶つことはない。本資料集成は、そうした隔離正当化論を完膚なきまでに撃破するものと自負している。

昨年、戦前編を刊行したが、このたび刊行する戦後編は、まさに二年前の判決を故意に忘れさせようとする国家とその追従者に対する私の挑戦状である。歴史学は理論をもてあそぶ学問ではない。安全な場に身を置いて、国家を批評する遊戯でもない。過去の分析をとおして、「公共の福祉」の名のもとに少数者の人権と生命を冒瀆しつづける国家とたたかい、少数者の「いのち」を守り抜く学問、それこそが歴史学ではないか。少なくとも、私はその思いで本資料集成を編纂し、非力ながら、私に与えられたすべての研究能力をこの資料集成に注ぎ込んだ。

どうか、このなかに記されたひとつひとつの事実を直視され、ハンセン病患者・元患者への隔離政策の真相を究明し、さらに「病者の人権」を確立するための指針としていただきたい。

戦後日本国憲法下の隔離政策

一九四五年の敗戦は、日本に戦後民主主義をもたらしたといわれる。しかし一九九六年のらい予防法廃止まで、ハンセン病療養所及び入所者は民主主義からも隔離されていたといわざるを得ない。戦後こそ「無らい県運動」が積極的におこなわれ、絶対隔離が強行され、多くの患者の人権が踏みじられ続けたからである。

小社では「戦前編」の刊行に次いで、敗戦から「癩予防法」改正運動を経て一九六四年頃までのハンセン病患者をめぐる運動と政策を資料の編集復刻によって跡づける。

この「戦後編」では、敗戦直後に大きな問題として発覚した草津の栗生楽泉園・重監房の廃止運動から始まり、特効薬プロミンの獲得運動に続く、自治会運動の活発化を示す資料を最初に収録する。

続いて戦前の「癩予防法」を強化し患者管理を主眼とした「癩予防法改正」に反対し、患者福祉を目的とした法律の制定をめざして各療養所自治会の連合体「全癩患協」を核に展開された一九五三年の運動を跡づける。

一方、国や地方自治体の「無らい県運動」は戦後においてより強力に推進され、園側の患者管理・支配の発想も変わることなく、繰り返し留置所・刑務所・監禁室の設置をめぐって入所者とのせめぎ合いが続いた。

この「無らい県運動」と「癩予防法」改正運動の敗北が一般の人々に与えた影響は大きく、親がハンセン病患者であるという理由で地元の学校に通えないという「童田寮児童通学問題」を引き起こした。また司法・警察の側も「藤本事件」という冤罪事件を生み出すほどに差別観が支配的だった。

「癩予防法」改正運動後も、患者労働をやめさせ、社会の差別に抗議する運動は続く。また米軍統治下において、より過酷な状況が強いられた奄美・沖縄の資料も収録。最終巻には国会でのハンセン病をめぐる議事録を集めた。

世界でもまれな二〇世紀末まで強行された隔離政策及びそれが生み出した様々な形の人権抑圧の実態を明らかにするために、「近代日本ハンセン病問題資料集成 戦後編」をここに編集復刻するものである。……本二出版

近代日本ハンセン病関連年表

- 一八七三年・A・ハンセン、癩菌を発見
- 一八七五年・漢方医・後藤昌文、初のハンセン病専門病院を開院
- 一八八九年・宣教師テスト・ウィード、静岡に神山復生病院開院
- 一八九七年・第一回ハンセン病国際会議。感染症であると確認
- 一九〇六年・日蓮宗僧侶・網龍竜妙、山梨に身延深敬病院設立
- 一九〇七年・「癩予防二関スル件」公布。主に放浪患者が対象
- 一九〇九年・道府県連立療養所五カ所設立
- 一九一五年・全生病院(東京)で断種手術開始
- 一九一六年・予防法改定。療養所長に入所者への懲戒検束権
- 一九三〇年・岡山に初の国立療養所・長島愛生園開院
- 一九三二年・予防法改定。全患者が絶対隔離の対象に
- 一九三六年・無癩県運動の本格化
- 長島事件。入所者が強制労働拒否、自治会結成要求
- 一九三八年・栗生楽泉園(群馬)内に監禁施設「特別病室」設置
- 一九四〇年・国民優生法成立。遺伝性病者への断種が合法化。
- ハンセン病は対象外だが、実際は断種が継続
- 一九四一年・公立療養所の国立移管
- 第一五回日本癩学会で小笠原登の隔離不必要説が、絶対隔離派の光田健輔らにより政治的に抹殺
- 一九四三年・プロミンの有効性報告される
- 一九四五年・敗戦。翌年、患者にも選挙権
- 一九四七年・この頃からプロミンが国内で使用され始める
- 一九五一年・全国の患者の自治組織「全癩患協」設立
- 三人の園長により隔離必要との国会証言
- 藤本事件
- 一九五二年・「救らい事業」団体藤楓協会設立
- 一九五三年・「らい予防法」改定
- 一九五四年・童田寮児童通学拒否事件
- 一九五五年・社会復帰開始
- 一九八八年・邑久長島大橋架設
- 一九九六年・らい予防法廃止
- 一九九八年・ハンセン病国家賠償請求訴訟始まる
- 二〇〇一年・熊本地裁判決

内容見本(第五巻 童田寮児童通学問題I より)

「ライ未発病児童の黒髪校入学反対町民大会」概要

- 一、期日 昭和二十九年三月十五日
- 二、経過
 - ◆ 千后〇時四〇分 黒髪校にて開会
 - ◆ 一時四〇分 右の会合を終了
 - ◆ 二時二〇分 市内デモ行進(アラカード五本、小旗等)
 - ◆ 市教育委員会事務局に到り関係者に「通学反対」申入れ
 - ◆ 三時 右の申入れを終り市庁へ向う
 - ◆ 三時一〇分 市長に面会(一〇分間、代表者のみ)
 - ◆ 四時 主要行事を終り、今後の対策を図る
- 三、黒髪校に於ける状況
 - ノ、参加者 概数 二五〇名 (内訳、指導者格の男一〇名、其他の男約一〇名、他の大多数は家庭の主婦)

- 2. 司会者 松本氏
- 3. 発言
- イ、男(近松氏)

「医学的立場からも法的理論の上からも通学させるべきである」との裁定に対し、反対層の態度は次の三つに分析される。

(1) 有識・有産階級

裁定が医学的、法的、人道的根拠によってなされているので、公然と反対することは自分達の面目上出来ないし、理論的に対抗できない。通学が行われる際は、自分の子弟を他校に転校させるまでである。

(2) 下層勤労者階級

これらは政治的、経済的に無力な立場上、従来から万争に控え目でありこの場合も成り行き任せで裁定に盲従し、殊更に表立って反対運動に参加しない。

(3) 右以外の中堅層

(本日集まった)吾々つまり積極的反对者がこれである。関係当局に云わせれば、通学賛成側はこれまで二十数回も陳情しているが反対側の声は何も聞いていないと云う。これは吾々金も力もない反対者に比べて、宮崎園長は極めて運動し易い立場にある。つまり吾々が納めた血税によって、東京に何度か出張し、自動車によって関係者を送り迎えし或いは御馳走する等、更に殆ど連日新聞社、放送局等を訪問している。(どういう内幕か知らぬが、報道されるのは吾々に不利なことばかりである。)この宮崎園長の精力的な運動には敵下ら敬服する。このような権力を恃む相手に対抗する唯一の手段は、先日PTA総会で決議された「通学実施の際にはPTA解散」という以外にない。本日はこのことを再確認して、これから市教委並びに市長に陳情・申入れをするので協力して欲しい。その前に皆さんの内心にある反対意見を忌憚なく吐露して頂きたい。

差別が生む冤罪

石川一雄 釜山事件冤罪被害者

藤本事件の膨大な資料に目を通し切れていないまでも、目を赤く怒りの涙の中で「執行」の二字に愕然とした。私は三二年間拘禁生活を余儀なくされてきた関係上、また、それ以前は世間知らずもあって、藤本さんのことは存じませんでした。国民の皆様を知っていただきご理解してもらいたいことは、冤罪の温床である代用監獄を廃止し、その法制化を急がれることであります。もちろん、それでも万全とはいえないまでも、一人の人間の命は地球より重いという人権重視の観点で取り組んでいただきたいと願うものであります。

たぶん本復刻版読者の皆様は、私の狭山事件の成り立ちと、私が陥った深い罫の周到な謀略の様子を解っていただけではない方もおられるかもしれませんが、藤本さんが挨拶の中で述べている「義務教育は小二で中退」と同様、私自身が振り返ってみて、何も知らないといういわゆる「無学」であったことがいかに自分を窮地に追い込んでいったか、私も小五も満足に行けなかっただけに、よけい無念に思われてなりません。

一つの犯罪が成立するためには、日本の法律においては証拠第一主義であるということが今こそ解っているとは申せ、その証拠を得るいわゆる証拠固めのために警察が払う努力が、一つの犯罪において、一人の犯人を作り上げ、解決という名目のために、その容疑者の「白」を確かめる前に「黒」のための要素を探し求めるように使われていることを本復刻の機会を通して皆様知っていただきたいと思えます。

私は自分が騙されていたことに気付いて以来、特に

警察に対して抱いている不信任感、怒りは彼らの持っている思い上がり、特権意識に対してです。自分たちさえその気になれば、いかなる事件でも犯人に仕立て上げられるという傲慢さを持っている警察の背後に法律があるのです。

冤罪は犯罪であり、最も大きな人権侵害です。私はその当事者として、二度とこのようなことがあってはならない、との思いで私の狭山事件を闘っています。真実は一つであり、私は絶対に負けません。今後も冤罪が晴れるまで、共に闘いましょう。

(いしかわ・かずお)

らい予防法を下敷きにした「エイズ予防法」

川田悦子 衆議院議員 東京HIV訴訟原告団副代表

一九八七年、厚生省はHIV感染者を取り締まる人権侵害の法案を打ち出してきた。法案はらい予防法を下敷きにして作られたものであった。そこで私は元ハンセン病患者に話を聞きに多磨全生園を訪ねたが、社会から隔離された空間が存在している事実を衝撃を受け、言葉を失った。

厚生省は新しい感染症・エイズに対して、ハンセン病と同様に社会的に抹殺しようとした。厚生省は患者を助けるために全力を尽くすのでなく、患者を見殺しにしようとしていた。私は厚生省に対して激しい憤りを感じ、エイズ予防法反対運動の先頭に立った。結果、人権侵害の強い条項は削られたが、まやかしの修正案が提案されて、法律は成立した。

その後、私は息子・龍平とともに薬害エイズ裁判に加わった。裁判は激しい差別ゆえに異例の匿名で行わ

れた。しかし、裁判の過程で息子・龍平は一九歳のとき、実名公表して裁判を闘った。

一九九六年、厚生大臣は原告に謝り、和解が成立した。そしてその後、大臣はらい予防法を廃止した。

元ハンセン病患者たちはその後、国賠訴訟を行った。結果、熊本地裁は、国会の不作為責任をも断罪するという画期的な判決を出した。しかし、新憲法下のもとで実に長い間、らい予防法が廃止されずにきたその真相は明らかにされなかった。

一方、国会では、精神病患者の予防拘禁法や野宿者の強制立ち退きが可能となる法案が深い議論もされずに採決された。私はこのような法案成立とハンセン病患者隔離の真相究明の不徹底はつながっていると思う。

さまざまな差別の根っこは同じである。過去の差別の構造を学ぶことは重要である。真相究明の基本資料が若い人たちに読まれることを切に願っている。

(かわだえつこ)



一九五三年、多磨全生園「らい予防法改正」問題で座り込みの抗議行動

今回の復刻では、大きく分けて次のようなテーマに沿って編集をおこなった。

●重監房廃止・プロミン獲得運動と自治会の新生(第1巻)

戦前、絶対隔離の「らい予防法」のよって草津の栗生楽泉園に重監房が作られた。冬季マイナスイオン数度になる極寒の地での五重扉の重監房では、園の方針に逆らった者、飢えから盗みをはたらいた者、その家族までもが収監されたが、少なくとも二名の獄死が確認されている。この重監房「特別病室」こそ全国の療養所入所者たちの恐怖の的であり、園長の権限を絶対のものにした。日本のホロコーストともいわれるこのむごい患者殺害が、一九四七年国会でも問題となつて、ついに重監房は撤去される。

つづいて戦争中から開発されながらなかなか患者の手に届かなかった特効薬・プロミンを獲得する運動が自治会を中心に展開される。そもそも自治会は戦前から存在していた。軽症患者が重症患者を介護し、炊事・洗濯・掃除のほとんどすべてをおこなっており、園の患者管理は患者自身の労働なくしては成り立たなかつたからである。しかし戦後はこの自治会こそがさまざまな試練を経て患者の要求を汲み取り、患者の人権を守るためのたたかいの先頭に立ち、民族問題・地域問題・患者労働問題に対して自ら力をつけて解決にあたっていく。

●「らい予防法」改正問題(第2・3巻)

一九五一年秋、東京・岡山・熊本の本三療養所の園長が国会であくまで隔離が必要であると発言、各療養所で大きな抗議運動が起こる。自治会の全国組織「全癩患協」の設立直後のことである。そして療養所長による入所者への懲戒検束をなくすこと、患者の家族にまでなされる強制検診をやめること、など患者・入所者への人権を配慮した保護法的性格を持つ法律への改正を主眼に「改正」運動が展開する。にもかかわらず患

者管理の徹底と医学的根拠のないハンセン病への偏見を助長する「らい予防法」が政府から提出され、酷暑の中、ハンガーストライキ、国会までのデモ行進までおこなって全国の園をあげての反対運動を展開したものの政府案の「らい予防法」は成立してしまつたのである。

●戦後無らい県運動(第4巻)

患者が見つかったら生活の場から引き離し、住んでいた家には真つ白になるまで消毒薬を散布し、入所すれば別名を与え、二度と家族のもとに帰さない——という強制隔離政策は、戦前だけの話ではない。むしろ「無らい県運動」は戦後においてきめ細かく遂行された。在宅治療の道は閉ざされており、発症したら最後、療養所に入つて治療するしかなく、治癒したとしてもなお帰宅は容易でなかった。

●竜田寮児童通学問題(第5・6巻)

「らい予防法」改正運動で入所者が敗北したことは、日本に住むひとびとのハンセン病に対する「癩はこわいもの、不治のもの、うつるもの」という偏見を決定的にした。それが入所者の子どものための一般小学校入学をめぐる「竜田寮児童通学問題」を生み出した。この事件は熊本の菊池恵楓園に入所している患者の子どもたちが、地元黒髪小学校に通おうとしたところ、一部のPTAの保護者が自分たちの子どもたちへの感染を恐れて、子どもに同盟休校させてまで、その通学を阻止しようとしたものである。

●癩刑務所・留置所設置問題

米軍占領下沖繩・奄美のハンセン病政策(第7巻)
園や国の側はあくまで患者を管理下におくために、草津の重監房撤廃後も、ハンセン病患者専門の留置所や刑務所をつくることにこだわり、監禁室の設置にも積極的だった。そのつ

ど入所者自治会は反対運動を起こしていく。またより過酷であった米軍統治下の奄美・沖繩での療養所入所者の状況も追う。

●藤本事件(第8巻)

「らい予防法」改正運動の敗北と無らい県運動の展開が引き起こした最大の冤罪事件が「藤本事件」である。一九五一年、ハンセン病と疑われた藤本松夫氏が自分を患者であると密告したことを恨んで役所勤めの藤本算氏を殺害した、とされる事件である。藤本松夫氏は入獄して初めて習得した読み書きによって無罪を訴え、全国の療養所の入所者も全面的に応援するが、最高裁でも死刑判決、運動の盛り上がりとする一九六二年処刑されるのである。

●生活改善・反差別運動(第9巻)

「らい予防法」改正運動に敗れたものの、自治会を中心とする入所者自身の人権運動はその後大きな成果をつぎつぎと獲得する。たとえば専門看護師や介護者の獲得、患者労働の軽減など療養所生活がいちじるしく改善されている。また「らい予防法」改正したいも何度も検討される。

●国会議事録(第10巻)

ハンセン病療養所の問題は、敗戦後、日本国憲法のもとで開かれた第一回国会から、栗生楽泉園での重監房の問題として取り上げられた。隔離絶対を主張した「三園長発言」(一九五一年参議院)、新「らい予防法」の成立(一九五三年)、竜田寮児童通学問題や藤本事件のほか、光田健輔長島愛生園長の衆議院議事速記録行政監察特別委員会(一九五一年)での朝鮮人の「不正入出国」についての証言など、国会での議事録を一挙に収録。

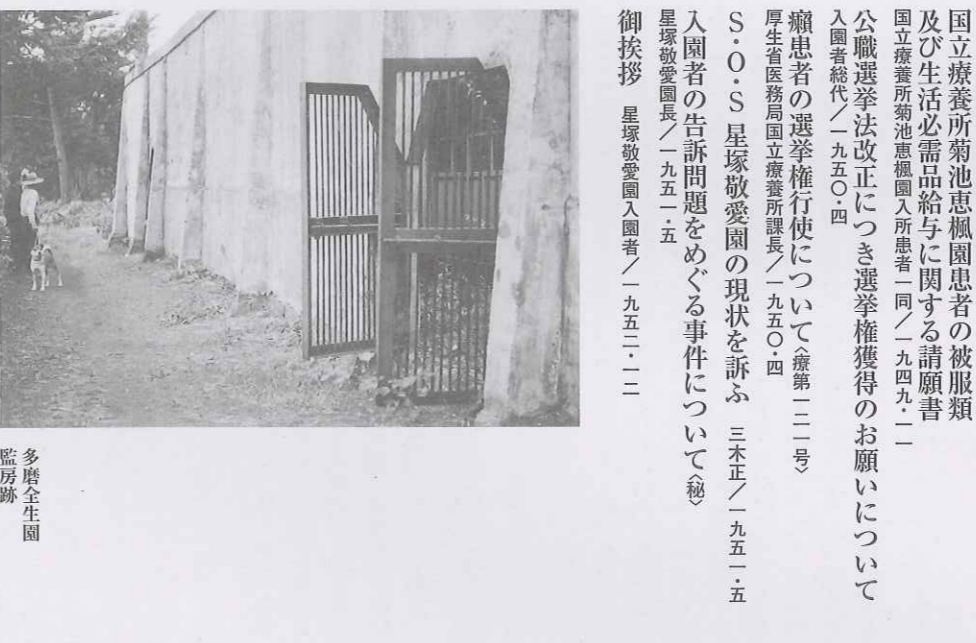
各巻内容一覽(抄) 資料名/編者名/発行所/発行年月
*件数が膨大なため約四分の一のみを抄録した

[第1巻] 抄録

生活保護に関する件(多磨第九四号) 多磨全生園長/一九四七・四
栗生楽泉園患者生活擁護要求 一九四七・八
貫徹委員との会合願末報告書
栗生楽泉園特別病室真相報告書
自昭和十四年特別病室収容簿抜き書
栗生楽泉園特別病室建築見取図
(衆議院厚生委員会)一九四七・九
要求書 栗生楽泉園生活擁護患者大会代表者/一九四七・九
多磨全生園要求貫徹実行委員会経過報告 一九四七・九
患者大会挙行に関する件(秘)多磨第二四四号
多磨全生園長/一九四七・九
患者代表の厚生次官に陳情
したことについての願末報告の件 一九四七・九
栗生楽泉園之真相 栗生楽泉園患者/一九四七・二〇
群馬県教育民生部長と
栗生楽泉園患者生活擁護貫徹
実行委員との会談接渉速記録大要 一九四七・二〇
生活保護法に依る扶助金支給について(栗生楽泉園) 一九四七・二〇
(群馬県知事宛) 栗生楽泉園 園長/一九四七・二〇
生活保護法に依る生活扶助金に関する件
二二二五号 国立療養所大島青松園長/一九四八・一
生活保護法に依る扶助金増額支給について
(栗生楽泉園) 園長/一九四八・一
栗生楽泉園在園患者に対し生活扶助金支給実施概史
(栗生楽泉園) 園長/一九四八・五
全国癩患者陳情運動に就て
星塚敬愛園長・同職員組合委員長/一九四八・六
癩患者保護法の制定並療養生活の安定と
向上を図る為の共同陳情書提出に就いて
国立療養所星塚敬愛園入園者代表/一九四八・六
福岡軍政部よりの勧告に関する件
(厚生九庶院第二三三号) 厚生省医務局九州出張所長/一九四八・九
九州地区軍政部公衆衛生課長の患者自治会に関する勧告
(厚生九庶院第三三三三号) 厚生省医務局九州出張所長/一九四八・二〇
誰れにもプロミンを(プ委員第一号)
プロミン獲得促進委員会委員長/一九四八・二一
マ司令部への嘆願書 訳文
プロミン獲得促進委員会委員長/一九四八・二一

プロミン獲得促進委員会運動日誌(一) 一九四八・二二
プロミンに関する請願書 プロミン獲得促進委員会委員長/一九四九
癩の新薬プロミン(ラロミン)獲得促進運動資料第一集
プロミン獲得促進委員会/一九四九・二
全癩協二ユース 全癩協事務局/一九四九・三
政府・国会・社会の皆様へ
今回のプロミン算問題に関する公開状
全日本国立療養所癩病協同協議会・多磨全生園患者プロミン獲得促進委員会
/一九四九・三

国立療養所菊池池恵楓園の一千床拡張
並に施設改善に関する陳情書
国立療養所菊池池恵楓園入所患者代表/一九四九・六
十月八日舎長懇談会 一九四九・一〇
国立療養所菊池池恵楓園患者の被服類
及び生活必需品給与に関する請願書
国立療養所菊池池恵楓園入所患者一同/一九四九・一一
公職選挙法改正につき選挙権獲得のお願いについて
入園者総代/一九五〇・四
癩患者の選挙権行使について(癩第二二二二号)
厚生省医務局国立療養所課長/一九五〇・四
S.O.S 星塚敬愛園の現状を訴ふ 三木正/一九五〇・五
入園者の告訴問題をめぐる事件について(秘)
星塚敬愛園長/一九五〇・五
御挨拶 星塚敬愛園入園者/一九五〇・二二



多磨全生園
監房跡

[第2巻] 抄録

全国々立癩療養所患者協議会支部長会議要項
全癩協事務局/一九五二・五
〔三園長発言について〕(患患第二十一号)
菊池支部長/一九五二・七
癩予防法改正促進に就いての陳情書
菊池池恵楓園入園者代表/一九五二・七
菊池支部事情報告に三園長発言抜萃について
(患患第二十七号) 全癩協事務局部長/一九五二・八
癩予防法改正運動の方策に関する各友園の意見
全国々立癩療養所患者協議会事務局/一九五二・九
癩予防法改正促進委員会 一九五二・一〇
光田愛生園長の参議院厚生委員会に
於ける証言の真意補足説明要約 一九五二・一〇
癩予防法改正に関する請願書(草案)
国立療養所入園者総代/一九五二・一〇
癩予防法改正に関する懇談会 一九五二・一〇
癩予防法改正に関する懇談会 一九五二・一〇
ライ予防法改正促進委員会の発足に当り
一万療友に送るメッセーヂ
ライ予防法改正促進委員会委員長/一九五二・一〇
請願書 全国々立癩療養所患者協議会議長/一九五二・一〇
癩予防法改正をめぐる入園者の動向
長島愛生園/一九五二・一〇
陳情書 癩予防法改正に関する件(厚生大臣宛)
各所長/一九五二・一一
癩予防法改正陳情に関する六園長との会見記
一九五二・一一
東部所長懇談会 一九五二・一一
癩予防法改正促進運動の進展概況の報告
(事務局発第四〇五号) 癩予防法改正促進委員会委員長/一九五二・一一
癩予防法による被害事例(強制収容・懲戒検束等の実態)
癩予防法改正促進委員会/一九五二・一一
〔日誌 一九五二年九月二日(一)二月二日) 一九五二・一一
衆議院議員長谷川保君提出癩予防と
治療に関する質問に対する答弁書(内閣衆質第五号)
内閣総理大臣/一九五二・一一
癩予防法改正二問スル建白書 多磨全生園入園者代表/一九五三
一部患者外出について 一九五三

癩療養所の実情を調査する為の
視察団派遣に関する陳情書
全国々立癩療養所入園者代表/一九五三

癩予防法改正に関する意見書(改正法の骨子)
ライ予防法改正促進委員会委員長/一九五三・一
五百床増床並に施設整備に関する請願書
国立療養所星塚敬愛園入園者代表・外入園者等千五拾名/一九五三・一
ハンゼン氏病法案(社会党案) 一九五三・一
予防法改正問題の現況に就て(事務局発第六二〇号)
全ライ患協議長/一九五三・二
癩治療の現況に就いて
菊池池恵楓園患者代表・看護係/一九五三・二
斎藤療養所課長との会見に就て(秘)
(事務局発第六三〇号至急報) 全ライ患協議長/一九五三・二

三法律の内容対照表 一九五三・三
〔ライ予防法案〕に対する支部意見書の提出について
(事務局発第六七八号・支部報第二十号) 全患協議長/一九五三・三
ライ予防法改正促進の為の
投書活動について皆様にお願ひ!
(全生園自治会)一九五三・三
ライ予防法に対する修正案要綱 一九五三・三
職員の皆様へ ライ予防法改正促進委員会/一九五三・四
〔ライ予防法案〕に対する各支部意見書の一覧
(事務局発第六九号・支部報第二十九号) 全患協議長/一九五三・四
〔ライ予防法案〕修正に関する全患協本部の
決定意見に就て(事務局発第六九二号・支部報第三〇号)
全患協議長/一九五三・四

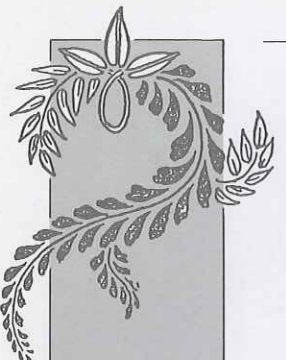
菊池支部の作業拒否運動の詳細について
(事務局発第七〇五号・支部報第三十六号) 全患協議長/一九五三・五
支部代表派遣要請に就て
(事務局発第七〇六号・支部報第三十七号) 全患協議長/一九五三・五
長島愛生園入園者の動向
(癩予防法案に関する患者の反対活動について(秘)(情報第三号)
長島愛生園)一九五三・五
改正運動二ユースNo.14
多磨支部ライ予防法改正促進委員会/一九五三・五

本省提出の「癩予防法案」には絶対反対
全国国立癩療養所患者協議会/一九五三・五
長島愛生園入園者の動向(五二五園内放送要旨)(秘)(情報第五号)
長島愛生園/一九五三・五
本園患者の作業放棄について(秘)(患患第二四三三号)
国立療養所菊池池恵楓園長/一九五三・五
園内二ユース特報 予防法改正促進委員会/一九五三・五
長島愛生園入園者の動向(三園内患者懇談会の件)(秘)(情報第四号)
長島愛生園/一九五三・五
改正運動の現況に就いて(事務局発第七三六号・支部報第四〇号)
全患協議長/一九五三・五
患者職場放棄に対する措置 菊池池恵楓園/一九五三・五
癩の予防と治療に関する質問主意書 一九五三・五
多磨支部作業拒否について
ライ予防法改正促進多磨支部委員会/一九五三・六
社会の皆様へ訴える
ライ予防法改正促進委員会多磨支部委員長/一九五三・六
全医労・多磨支部組合の団体交渉に関する詳報
(事務局発第七四五号・支部報第四四号) 全患協議長/一九五三・六
収容者作業賞与金の支給について(癩第二二六号)
厚生省医務局国立療養所課長/一九五三・六
患者作業の現況について(癩第二二七号)
厚生省医務局国立療養所課長/一九五三・六
〔自由法曹団宛来園願ひ〕 全患協事務局長/一九五三・六
患者作業拒否に対する対策会議その他日誌 一九五三・六
作業拒否通告書
本園患者の作業放棄について(秘)(事務局発第四十五号)
ライ予防法改正促進患者大会代表・松丘保養園入園者代表・松丘保養園長/
一九五三・六
ライ予防法改正促進患者蹴起大会について
(星塚敬愛第四六号) 星塚敬愛園 園長/一九五三・六
ライ予防法改正今月中に国会提出か(全患協速報No.1)
全患協事務局/一九五三・六
決議文 大島青松園癩予防法改正促進患者総けつ起大会代表/一九五三・六

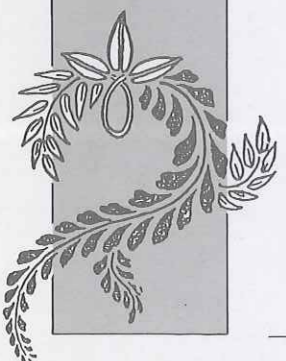
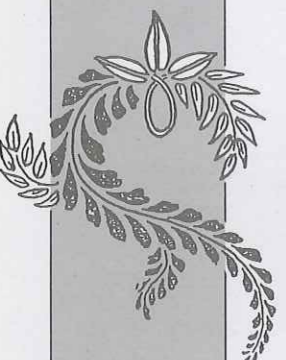
ライ予防法改正促進患者大会について(秘)(情報第四号)
長島愛生園/一九五三・五
本園患者の作業放棄について(秘)(患患第二四三三号)
国立療養所菊池池恵楓園長/一九五三・五
園内二ユース特報 予防法改正促進委員会/一九五三・五
長島愛生園入園者の動向(三園内患者懇談会の件)(秘)(情報第四号)
長島愛生園/一九五三・五
改正運動の現況に就いて(事務局発第七三六号・支部報第四〇号)
全患協議長/一九五三・五
患者職場放棄に対する措置 菊池池恵楓園/一九五三・五
癩の予防と治療に関する質問主意書 一九五三・五
多磨支部作業拒否について
ライ予防法改正促進多磨支部委員会/一九五三・六
社会の皆様へ訴える
ライ予防法改正促進委員会多磨支部委員長/一九五三・六
全医労・多磨支部組合の団体交渉に関する詳報
(事務局発第七四五号・支部報第四四号) 全患協議長/一九五三・六
収容者作業賞与金の支給について(癩第二二六号)
厚生省医務局国立療養所課長/一九五三・六
患者作業の現況について(癩第二二七号)
厚生省医務局国立療養所課長/一九五三・六
〔自由法曹団宛来園願ひ〕 全患協事務局長/一九五三・六
患者作業拒否に対する対策会議その他日誌 一九五三・六
作業拒否通告書
本園患者の作業放棄について(秘)(事務局発第四十五号)
ライ予防法改正促進患者大会代表・松丘保養園入園者代表・松丘保養園長/
一九五三・六
ライ予防法改正促進患者蹴起大会について
(星塚敬愛第四六号) 星塚敬愛園 園長/一九五三・六
ライ予防法改正今月中に国会提出か(全患協速報No.1)
全患協事務局/一九五三・六
決議文 大島青松園癩予防法改正促進患者総けつ起大会代表/一九五三・六

[第3巻] 抄録

患者慰安作業拒否通告に関する件(松発秘第四十四の三号)
国立療養所松丘保養園長/一九五三・七
長島愛生園に於ける癩予防法改正運動
その後の経過について(秘)(情報第十五号)
国立療養所長島愛生園長/一九五三・七
七月一日全生園を脱出した患者の
氏名及び経路等如何 一九五三・七
闘争二ユースNo.3 ライ予防法促進松丘支部闘争委員会/一九五三・七
患者慰安作業拒否通告に関する件(松秘第四十四の四号)
国立療養所松丘保養園長/一九五三・七



近現代日本
癩(ハンセン)病問題
資料集成



らい予防法改正に関する入園者の動静について
星塚敬愛園長／一九五三・七
園長東京出張報告 一九五三・七
入園者その後の動静について(第六報) 惠発第一〇号
国立療養所菊池恵楓園長／一九五三・七

一般職員に対する報告並に依頼 一九五三・七
東北新生園におけるらい予防法改正運動
その後の経過について(東発第四六八号)
国立療養所東北新生園長／一九五三・七
入園者の作業拒否対策について(回報)
菊池恵楓園長／一九五三・七

今後の運動方針(事務局発第七八二号) 一九五三・七
第二次国会陳情団派遣について
(事務局発第七八五号・支部報第五五号) 全患協議長／一九五三・七
社会の方々への訴え ライ患者を守る会の結成を聞いて
全国々立療養所ハンセン氏病患者協議会／一九五三・七
患者慰安作業拒否通告に関する件(松秘第四四の六号)
国立療養所松丘保護園長／一九五三・七

白書らい(発801号) 全日本国立医療労働組合／一九五三・七
栗生楽泉園患者の動向及び園内状況について(報告)
(栗発第二二五号) 国立療養所栗生楽泉園長／一九五三・七
作業放棄全面解除について(通知) 栗発第二二三号
国立療養所栗生楽泉園長／一九五三・七
亀山全医務医療対策部長との懇談
(事務局発第八〇三号・支部報第六五号) 事務局長／一九五三・七
運動の現況について(事務局発第八〇五号・支部報第六七号)
全患協事務局長／一九五三・七

厚生大臣への質問資料(発806号) 亀山氏委託 一九五三・七
作業拒否実施 一九五三・八
示威行進其の他に就いての届書
菊池恵楓園入園者者総代／一九五三・八
患者抗議大会開催について 菊池恵楓園入園者者総代／一九五三・八
らい予防法の通過成立に際し職員の皆様におくる
全国々立療養所ハンセン氏病患者協議会議長／一九五三・八
政府案「らい予防法」の制定に際し
社会のみならず訴える
全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会／一九五三・八
患者職場放棄対策 国立療養所菊池恵楓園／一九五三・八
栗生楽泉園入園者の動向並びに
園内状況について(報告) 第十一報
国立療養所栗生楽泉園長／一九五三・八

声明書・通知書・通告書・本園患者の
作業放棄について(松秘第四四五の二号)
らい予防法改正促進松丘支部闘争委員会委員長・松丘保護園長／
一九五三・八
抗議文 全患協菊池支部らい予防法改正促進委員会委員長／一九五三・八
らい予防法改正促進委員会委員長・松丘保護園長／
一九五三・八
抗議文 全患協菊池支部らい予防法改正促進委員会委員長／一九五三・八
国立療養所東北新生園長／一九五三・八
東北新生園におけるらい予防法改正運動
その後の経過について(栗発第五三六号)
国立療養所東北新生園長／一九五三・八
本省との予備交渉に就て
(事務局発第八三三号・支部報第七五号至急報) 全患協事務局長／一九五三・八



一九五三年、駿河療養所。
「らい予防法」改正政府案に反対

救らいの日によせて—貞明皇后を偲んで 熊本県／一九五五
ローマ国際会議・ローマ国際ライ会議決議文(前文)
一九五五・四
府県立療養所国立移管経過史 野島泰治／一九五五・二
未感染精薄児の入所について(依頼) 秘(四公第一〇三)
多収第一四五号 京都府衛生部長／一九五五・二
社会復帰のための外出規定 栗生楽泉園／一九五五・八
別名届・別名回覧 一九五五・九
今後のらい対策について らい研究協議会／一九五五・三・〇

【第4巻】抄録

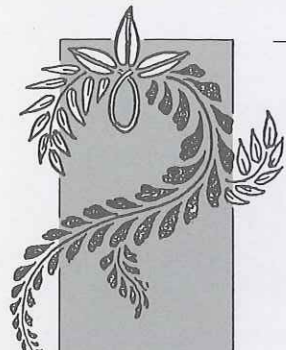
昭和二十一年一月十七日所長会議 一九四六
癩の調査収容に関する意見 宮崎松記／一九四七・五
国立療養所長協議会経過報告 一九四七・七
救済事業に就ての私の願 武井虎之助／一九四八・六
入園者作業心得 昭和二十四年六月改正 一九四九・六
家出人捜査方依頼について(栗生楽泉園) 園長／一九四九・六
癩予防の癩 大阪府衛生部予防課／一九四九・九
園から癩を無くしませう 福島県衛生部／一九五〇・三
癩の話 愛知県衛生部／一九五〇・三
入園者作業心得 昭和二十五年四月改／一九五〇・四
癩患者送致について 福島県衛生部長／一九五〇・五
菊池恵楓園の一千床拡張に就て 宮崎松記／一九五〇・一〇
山梨県下に於ける癩家族一家心中に関して
全患協議長／一九五〇・一
癩を病む者、癩の家族は何故自殺を
計らなければならぬか?
全国々立療養所患者協議会議長／一九五〇・一
山梨県下北巨摩郡多麻村に於ける
癩家族一家心中の実態調査報告
多摩全生園庶務係・全患協事務局員／一九五〇・二
九州の癩問題 国立療養所菊池恵楓園／一九五〇・七
入園者作業規定 邑久光明園／一九五〇・八
国立療養所の癩患者に関する資料
厚生省医務局国立療養所課／一九五〇・二二
救済運動の先駆者 三浦清一 発行 福祉春秋社／一九五二・六
岩手県下に於いて行われた家族検診について
全国々立療養所患者協議会議長／一九五二・二二
入所患者退所処分について(九医収第八の二五〇号)
厚生省九州医務出張所長／一九五三・九
家族援護(予防法第二十五条)に関する政令公布に就て
(事務局発第一五三七号・支部報第二二二二号) 全患協事務局長／一九五四・八

【第5巻】抄録

養護施設の拡充並びに児童の待遇改善に関する件
(事務局発第七〇一号・支部報第三四号) 全患協議長／一九五三・五
竜田寮児童の就学区分並びに年齢区分
菊池恵楓園／一九五三・八
癩患者家族の通学問題について
(国立療養所菊池恵楓園) 園長／一九五三・一一
黒髪小学校分校児童の本校通学について
(惠発第五六〇号) 国立療養所菊池恵楓園長／一九五三・一一
癩患者と親族関係にある者の学校通学について
(国立療養所菊池恵楓園) 一九五三・二二
黒髪校区P・T・Aの皆様へお願い申し上げます。
国立療養所菊池恵楓園長／一九五三・二二
竜田寮分校の癩患者未感染児童を
本校に入れるかどうかについて
黒髪校区PTA会長／一九五三・二二
人権侵犯事件につき調査方依頼(人権第七七号) 秘
熊本地方務局長／一九五三・二二
黒髪校区P・T・Aは竜田寮児童の
直接通学に何故反対するか?
黒髪校区P・T・A／一九五三
非癩健康児童に対する教育所の
差別待遇事件について依頼(人権第五一号)
熊本地方務局長／一九五四・一

坐り込み陳情団引上げについて
(事務局発第八三三号・支部報第七六号至急報) 全患協事務局長／一九五三・八
われわれは光田園長の辞職を要求する
光田園長辞職要求対策委員会／一九五三・八
宮崎次官との会見について(速記録より抄録)
(事務局発第八三五号・支部報第七八号) 全患協 事務局長／一九五三・八
「ライ患者の人権を守る会の結成」
ライ患者の人権を守る会／一九五三・八
九項目の附帯決議に基いた
関係各当局への働きかけ要請及び
選挙法改正運動について(事務局発第八六〇号・支部報第八四号)
全患協事務局長／一九五三・九
らい予防法の施行について(各都道府県知事宛) 衛発第七二八号
厚生省公衆衛生局長・厚生省医務局長／一九五三・九
都道府県からの係職員について(衛予第五十四号)
厚生省公衆衛生局長・厚生省医務局長／一九五三・九
全国々立ハンセン氏病患者協議会
第二次支部長会議議事録 一九五三 昭和28年9月
国立療養所患者協議会事務局／一九五三・九
栗生楽泉園の会合に参加のらい患者の外出について
国立療養所菊池恵楓園長／一九五三・一〇
一部患者の立入りについて(医発第四四八号)
厚生省医務局長／一九五三・一〇
栗生楽泉園における会合のための
一部患者の外出についての調査
医務局国立療養所課長／一九五三・一〇
患者療養心得の実施について(秘) 星塚敬愛第一〇五六号
星塚敬愛園長／一九五三・一〇
昭和二十八年重要文書綴一 長島愛生園／一九五三・一
患者療養心得拒否通告書(星塚敬愛園)
入園者代表／一九五三・一一
入園者事務所閉鎖に関する報告について(秘) 倉発第七三七号
国立療養所長島愛生園／一九五三・一一
入園者最近の動向について(惠報第一六三三号)
菊池恵楓園長／一九五三・一一
らい予防法改悪反対問題について(発七三八) 一九五三
全舎の皆さんに訴えます 他 自治会再建同盟／一九五四
解散にあたり全園の皆様へ訴える
自治会再建同盟／一九五四・二

二月十三日GK「熊本の動き」の
時間に於ける寺島正氏放送原稿 寺島正／一九五四・二
高等学校並びに中学校新設に対する
運動の要請について(事務局発第一二八七号・支部報第一四四号)
全患協議長／一九五四・二
らい親族児童の通学問題について(第六報) 惠発第一〇〇号
国立療養所菊池恵楓園長／一九五四・二
癩病未発病児童の黒髪校入学反対
癩未発病児童黒髪校入学反対有志会／一九五四・二
黒髪校区P・T・Aの皆様! 賛成者有志一同／一九五四・二
通学問題について—お母さんえ 菊池恵楓園長／一九五四・三
竜田寮ライ未発病児童黒髪校入学断固反対
「町民の聲」二号 地元有志／一九五四・三
未発病児童本校入学に反対する私たちの理由 一九五四・三
らい親族児童の通学に関する協議書・竜田寮児童の
黒髪小学校本校通学問題について(人権第一四三三号)
熊本地方務局長／一九五四・三
竜田寮児童の通学問題についての
熊本市教育委員長長岡本亮介氏の声明
熊本市教育委員長／一九五四・三
熊本市民の皆様 九州M・T代表者 会員一同／一九五四・三
「ライ未発病児童の黒髪入学反対町民大会」概要
一九五四・三
竜田寮児童の黒髪小学校通学拒否問題について
熊本地方務局長人権課課長／一九五四・三
竜田リヨウ児童の黒髪校通学に関する嘆願署名用紙
一九五四・三
熊本地方務局長主催
竜田寮児童通学問題についての関係者 一九五四・三
懇談会終末に於ける岡本委員長の所感
竜田寮児童の黒髪校通学実現の投書陳情要請に就て
(事務局発第一二二二号・支部報第一五九号) 全患協議長／一九五四・三
黒髪校の御父兄へ 熊本市教育委員会／一九五四・四
患者家族の児童通学拒否問題解決のための陳情書
(事務局発第二八三三号) 全国々立ライ療養所患者協議会議長／一九五四・四



近現代日本
ハンセン病問題
資料集成



参議院審議 日時一月十九日午後一時 場所熊本公会堂

黒髪校問題の真相を 縣市民各位に訴う

賛成 永藤 勝安 福藤 朝安 江崎 正朝 宮崎 正朝 代表 宮崎 正朝 記 黒髪向上會 主催

一九五五年一月、竜田寮児童通学に賛成するグループによる集会ホスター

患者幹部並びに全父兄に対する 熊本市教育委員長岡本亮介、 熊本市議会文教委員長山本半蔵両氏の声明 黒髪校同盟休校解決について 一九五四・四 竜田寮の児童問題について 国立療養所菊池恵楓園代表／一九五四・四 黒髪校反対派不正事実を就て 前P・T・A副会長／一九五四・四 竜田寮児童その後の経過について 菊池支部長／一九五四・五 癩の診断について 恵楓園長／一九五四・五 癩患者家族に対する差別的強制検診等の 防止措置について(依頼) 恵楓園長／一九五四・五 (国立療養所菊池恵楓園) 園長／一九五四・五 竜田寮児童の黒髪本校通学拒否問題に対する所見 熊本地方事務局／一九五四・五 園内世論調査結果 一九五四・五 竜田寮児童の黒髪小学校本校通学問題経過概要 菊池恵楓園／一九五四・五 癩の検診並びに収容に関する打合せについて (恵楓園) 園長／一九五四・五 患者家族の検診、収容等についての 関係各県打合せ会について(恵楓園) 園長／一九五四・五 国立療養所菊池恵楓園長／一九五四・五 竜田寮児童黒髪校通学実現への件 会長／一九五四・五 抗議文 菊池恵楓園入園者代表／一九五四・五

黒髪校P・T・A実行委員会の立場 一九五四・五 (九州P・T・A通信 創刊号より) 非癩児童の黒髪小学校通学問題について(人権第三六〇号 熊本地方事務局長／一九五四・五)

〔第6巻〕抄録

黒髪校結成にあたりて(写) 一九五四・六 竜田寮児童の通学問題解決への 協力申入れのことについて(恵楓園) 園長／一九五四・六 (国立療養所菊池恵楓園) 園長／一九五四・六 竜田寮の廃止を企てる「黒髪会」結成の動きについて 一九五四・六 竜田寮児童通学問題特輯(恵楓園) 第七号 (国立療養所菊池恵楓園) 一九五四・七 癩親族児童の通学問題について(第十四報) 恵楓園長／一九五四・七 国立療養所菊池恵楓園長／一九五四・七 陳情書 竜田寮児童通学問題並びに厚生省と 妥結した十三項目の予算増額について 菊池恵楓園入園者代表／一九五四・八 竜田寮児童の黒髪小学校本校通学問題について (入園者) 熊本地方事務局長／一九五四・八 私には要求する(町の声) 第二十二号 黒髪会十町内生／一九五四・八 P・T・A総会概況報告 福祉係／一九五四・八 提案事項 竜田寮児童入学について今後の対策 会長／一九五四・八 竜田寮(熊本県所在国立療養所菊池恵楓園所屬) 保育児童の、その居住地区熊本黒髪小学校 本校通学に関する陳情請願書 竜田寮保育児童の親権者並びに通学賛成者一同／一九五四・九 熊本時事評論 特輯号 黒髪校問題 発行 時事評論社／一九五四・九 今日焦点 竜田寮の子供たち 一九五四・九 竜田寮児童通学問題国会陳情について(恵楓園) 園長／一九五四・九 菊池支部長／一九五四・九 高等学校への進学希望に関する調査について (事務局) 局長／一九五四・九 全患協事務局長／一九五四・九 竜田寮児童の通学実施に関する陳情書 全国々立療養所ハンセン氏病患者協議会代表／一九五四・九 反対派の暴行傷害についての声明書 黒髪校P・T・A(賛成派)有志一同／一九五四・九 傷害事件に対する声明書 入園者代表／一九五四・九

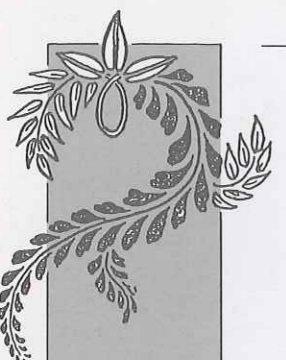
〔第7巻〕抄録

癩患者の取扱いについて(秘) 一九四七・三 栗生楽泉園朝鮮人傷害事件(秘) 国立療養所栗生楽泉園／一九五〇・一 癩療養所内の療養状況及び秩序に関する 実地調査並びに対策樹立に関する報告(秘) 委調第一〇号 厚生委員長／一九五〇・三 犯罪らしい患者の取扱いについて(衛予) 第八二七号 東京都衛生局長／一九五〇・七 密入国韓国人癩患者の収容について 宮崎松記／一九五〇・八 韓国癩に関する資料 一九五一・五 入国管理令違反朝鮮患者の収容について 宮崎松記／一九五三・九 各園監房の国警移管に反対する陳情書 国立療養所多磨全生園入園者代表／一九五四・六 所内監禁室の国警移管に関する各支部の状況 及び対策について(事務局) 局長／一九五三・八 全患協事務局長／一九五三・三 全生園の旧監禁室の国家警察への移管反対 及びその補強工事の取止めに御願書 国立療養所多磨全生園入園者代表／一九五三・三 ハンセン氏病患者を対象とする特殊措置所の 設置問題について(社会保障を守る会) 提出議題 全国々立療養所ハンセン氏病患者協議会／一九五三・九 留置所設置問題に関する各支部現況について (事務局) 局長／一九五三・七 全患協事務局長／一九五三・七 東北支部留置場問題について(全患協) 局長／一九五三・九 支部第三二二号 全患協事務局長／一九五三・一〇 新生園留置所問題の現況について(全患協) 局長／一九五三・五 支部第三二七号 全患協事務局長／一九五三・二 「人壁で阻止」と患者 ライ患者収容駿河療養所への留置所設置 一九五三・六 駿河療養所に於ける留置所設置問題再燃の件ならびに その対策について(全患協) 局長／一九五三・六 支部第四七九号 全患協事務局長／一九五三・一〇

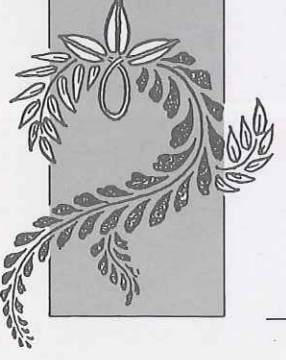
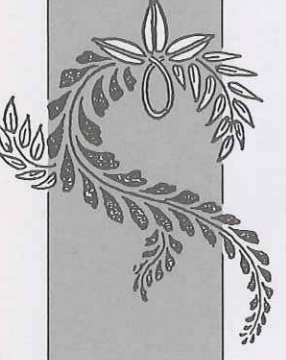
熊本市教育委員会の 竜田寮児童通学問題解決案について 国立療養所菊池恵楓園長・入園者代表・竜田寮児童親権者代表／一九五四・一〇 同憂の方々に 有志一同・黒髪会／一九五四・一〇 竜田寮児童通学問題解決原案(秘) 熊本教育委員会／一九五四・一一 未発病児童本校入学に反対する私たちの理由 一九五五 竜田寮児童援護会規約 一九五五 朝鮮人子弟の通学についての請願(恵楓園) 第十号(秘) 国立療養所菊池恵楓園長／一九五五・一 竜田寮児童の黒髪校通学に関する陳情 熊本県養護施設連合／一九五五・一 黒髪校問題の真相を県市民各位に訴う 黒髪向上會／一九五五・一 市民各位に訴う黒髪校問題の真相はこれだ!! 黒髪校P・T・A／一九五五・一 黒髪校問題の真相を訴う ゆうかり会／一九五五・一 黒髪校新入学児童の御両親に御願い 熊本市教職員組合委員長／一九五五・四 黒髪校P・T・A総会 一九五五・四 高等学校設置に伴う状況報告について (事務局) 局長／一九五五・五 全患協事務局長／一九五五・五 入所患者が扶養しなければならぬ児童で 癩にかつていない者の取扱いについて(照会) 恵楓園長／一九五五・九 保育所の運営方針について(案) 秘 一九五五・五 保育所(竜田寮)の施設縮小とその方法について (事務局) 局長／一九五五・八 全患協事務局長／一九五五・八 らい患者家族健康児童保育所の後始末について (恵楓園) 園長／一九五五・二 竜田寮建物用途廃止について 一九五七・一〇

〔第8巻〕抄録

裁判所以外における開廷場所の指定について 最高裁判所事務総局総務局長事務取扱 最高裁判所事務総局事務次長／一九五三・六 病友藤本松夫氏の減刑願運動について (恵楓園) 第二二二号・事務局局長／一九五三・七 被告藤本松夫氏の減刑につき 菊池恵楓園全入園者は陳情申し上げます。 菊池恵楓園患者代表・外人園者一同／一九五三・八 藤本松夫氏の無罪釈放運動 国立駿河療養所入所者代表／一九五三・一一 再度療友藤本松夫氏の公正裁判要請運動に就て (事務局) 局長／一九五三・一一 藤本松夫氏公正裁判要請運動資金送付の件 多摩支部長／一九五三・一一 藤本松夫氏の殺人事件に関する 控訴を受理して戴きたい旨の陳情 全国々立ハンセン氏病患者協議会／一九五三・一一 藤本松夫氏公正裁判要請運動に関する中間報告 (事務局) 局長／一九五三・一一 藤本松夫氏の殺人容疑に關し 公正な裁判をして戴きたい旨の陳情 全国々立ハンセン氏病患者協議会菊池支部長／一九五四・一 藤本松夫氏第四回公判情況報告 菊池支部長／一九五四・五 療友藤本松夫氏よりのお手紙の報告について (事務局) 局長／一九五四・五 藤本松夫氏公判について(恵楓園) 第三三三号 菊池支部長／一九五四・一〇 藤本松夫氏最高裁上告に対する援助について (支部) 局長／一九五五・一 藤本松夫氏の最高裁判に対する国民救援会及び 自由法曹団への弁護依頼について(事務局) 局長／一九五五・二 全患協事務局長／一九五五・二



近現代日本 シンセン病問題 資料集成



関原芝田両弁護士来園並に
藤本事件弁論日確定について(支部報第三七六号)
全患協事務局長/一九五五・二二

藤本松夫氏公判および関原、野尻両先生
来園について(全患協第三〇二号・支部報第四二五号)
全患協事務局長/一九五六・四

藤本松夫氏裁判事件について国民の皆様へ訴える
(全患協「三」の附録)発行(全国国立療養所ハンセン氏病患者/一九五六・六)
藤本氏公判準備について並に
弁護費用のカンパ運動の件(支部報第三八五号)
全患協議長/一九五六・一〇

予断と偏見の裁判 藤本事件
藤本松夫を死刑から救う会/一九五七・一〇

法務大臣に藤本松夫氏の救援陳情に就て(六)
(全患協第三三三号・支部報第五三七号・全患協事務局長/一九五七・二)

被告人藤本松夫単逃走殺人事件公判調書
藤本松夫を救う会/一九五八・一

私の生い立ち 藤本松夫/一九五八・二

藤本松夫氏を救う会発会式に就て(事務局発第三〇二二号・
支部報第五五五号・全患協事務局長/一九五八・二)

藤本氏減刑嘆願のための、中央更生保護審査会への
投書依頼について(全患協第三三三三号・支部報第六四四号)
全患協事務局長/一九五九・三

藤本氏恩赦嘆願について(全患協第三四〇〇号・支部報第六五四号)
全患協事務局長/一九五九・四

全国の療養所の皆さん 救う会事務局長・藤本松夫/一九五九・五

藤本事件特報 藤本松夫を救う会/一九六〇・二

藤本松夫氏の死刑延期に関する嘆願書
全国ハンセン氏病国立療養所/一九六〇・二

被告人藤本松夫単逃走殺人事件
再審請求及即時抗告申立理由書 一九六一・四

手記 獄窓に仰ぐ十年目の星わびしく 藤本松夫/一九六一・七

藤本事件 全患協事務局/一九六二・一

真実を明らかにし無実の死刑囚藤本松夫を救おう
藤本松夫・藤本松夫救う会(更生支部支部長
発行)藤本松夫救う会(更生支部)一九六二・五

再審申立に関する意見書 一九六二・五

藤本事件現地調査 一九六二・八

刑執行経過報告(菊池恵楓園)患者自治会会長/一九六二・九

藤本松夫死刑執行抗議集会参加御願いについて
全患協菊池支部支部長/一九六二・九

藤本松夫氏死刑執行抗議集会 一九六二・九

〔第9巻〕抄録

国立療養所職員増員に関する請願書
全日本国立医療労働組合多摩全生園支部支部長/一九五三・七

らい予防法改正案項に対する意見並に運動方針の
要請について(事務局発第一〇六二号・支部報第一二二五号)
全患協議長/一九五四・一

現行らい予防法による被害事実について
(事務局発第一二二六号・支部報第一五五五号・全患協議長/一九五四・三)

患者自治会を抑制するとの情報に就て
(事務局発第一二二九号・支部報第一五五九号・全患協議長/一九五四・三)

作業形態問題に関する斎藤療養所課長との
懇談要旨の報告について
(事務局発第一四〇九号・支部報第一九一九号・全患協議長
/一九五四・六)

ハンゼン氏病(旧名)に罹病した
国有鉄道職員の休職期間延長に関する陳情書
国立療養所多摩全生園入園者総代/一九五四・六

療養者の転園について各支部にお願い
(事務局発第一五二六号・支部報第二一八八号・全患協議長/一九五四・八)

看護形態切替に関する調査表
全国々立ハンゼン氏病療養所入所者代表/一九五四・九

増員運動の強化を全職員の皆様へ訴える 全生会/一九五四
運動の現況報告 全国々立療養所ハンゼン氏病患者協議会/一九五五

医師看護婦及び現業職員の
増員並にその待遇改善について 他十四項目に関する請願書
国立療養所入園者一同代表/一九五六・二

職能附与機構対策委員会に於ける
検討及び交渉経過報告書
職能附与機構対策委員会/一九六一・二

熊本市糞尿捨場設置中止に関する陳情書
国立療養所菊池恵楓園々長/一九六三・六

ハンゼン氏病法案 一九六三・八

らい予防法改正草案 全国々立ハンゼン氏病患者協議会らい予防法
改正草案作成委員会/一九六三・七

私たちは訴える「らい予防法の改正」と
人権確立のために
全国々立療養所ハンゼン氏病患者協議会/一九六三・七

「不自由者看護職員切替即時完全実施」
要求運動の園内における患者の行動について 一九六四

〔第10巻〕抄録

第一回国会
〔癩病その他の問題〕衆議院厚生委員会議録 第一四号
一九四七・八・二八

〔栗泉園問題〕衆議院厚生委員会議録 第二八号
一九四七・二・一六

第二回国会
〔国立療養所敬愛園の問題〕
衆議院厚生委員会議録 第四号 一九四八・五・一九

〔らい療養所患者の生活改善に関する陳情
書〕衆議院厚生委員会議録 第一六号 一九四八・六・二五

第三回国会
〔第七回国会〕

〔らい療養所病床増設等の請願〕
衆議院厚生委員会議録 第五号 一九五〇・二・一五

〔らい収容所の未感染児童の取扱い〕
衆議院厚生委員会議録 第一一九五〇・一〇・三

第四回国会
〔第一〇回国会〕

不正入出国に関する件
衆議院行政監察特別委員会議録 第七号 一九五一・五・一八

〔第二回国会〕
〔癩に関する件〕参議院厚生委員会議録 第一〇号 一九五一・二・一八

〔第三回国会〕
〔韓国人らい患者の強制退去に関する請願
書〕参議院外務委員会議録 第六号 一九五二・二・二六

第五回国会
〔第一五回国会〕

〔らい予防法案〕衆議院厚生委員会議録 第二号
一九五三・三・一四

〔らい予防法案〕参議院厚生委員会議録 第九号
一九五三・七・七六

〔らい患者の陳情団に対する措置に関する件〕
参議院議院運営委員会議録 第三〇号 一九五三・八・三

〔官報号外〕らい予防法案 参議院議院議録 第三五号 一九五三・八・六

第六回国会
〔第一九回国会〕

〔らい予防法の一部を改正する立法案〕
衆議院厚生委員会議録 第二〇号 一九五四・三・二四

〔癩非感染児童の入学問題に関する件〕
参議院文部委員会議録 第二七号 一九五四・一〇・七

〔第四六回国会〕
〔らい予防法即時改正等に関する請願〕
参議院社会労働委員会議録 第三五号 一九六四・六・二五

生きる意味・たたかう意味の証明

「英雄」(ハンセン病遠征隊訴訟全国原告団協議会会長代理、
ハンセン病問題に関する検証会議委員)

私は一九三九年に七歳でハンセン病を発病し、強制
収容所の全生病院(現在の多磨全生園)に入れられまし
た。所内には少年寮があり、私はそこから、国がハン
セン病児童の義務教育すら認めないためせめてもと設
けられた寺子屋式の学校に通い、そのかわら包帯・
ガーゼの再生作業など子どもに課せられた強制労働に
追われ、さらには同病の母や兄が体調を崩すたびにそ
の介護にあたる日々を送ったのです。

また当時戦時下にあつて、国辱病——「日の丸の汚点」
と蔑まれた私たち患者の処遇はますます劣悪を極め、
重症に陥った母はこれといった薬はもとより一匙の重
湯すら与えられず、終戦の三ヶ月前の朝がた、餓死同
然に息絶えました。ようやく敗戦を迎え、日本でもハ
ンセン病の特効薬プロミンの合成に成功し製薬されて
いるのに、国は飼いの殺し患者への予算化をしぶり、や
っとプロミン治療が実現したのは一九四九年、しかし
兄はそのプロミンに手が届かず、前年の六月に一九歳
で死にました。私はこの悲しみと怒りから、以後真の
人間回復をめざし、多くのなかまと共に困難を乗り越
え、一歩一歩前進をかちとってきました。

この資料集「戦後編」は、特にハンセン病患者運動
をおし進めてきた私たち一人ひとりの生きる意味、た

たかひの意味を余すところなく証明するものといえる
でしょう。(こだま・ゆうじ)

子ども・教育・家族の視点からも 考えるハンセン病問題の 第二次根本史料

清水寛 埼玉大学名誉教授

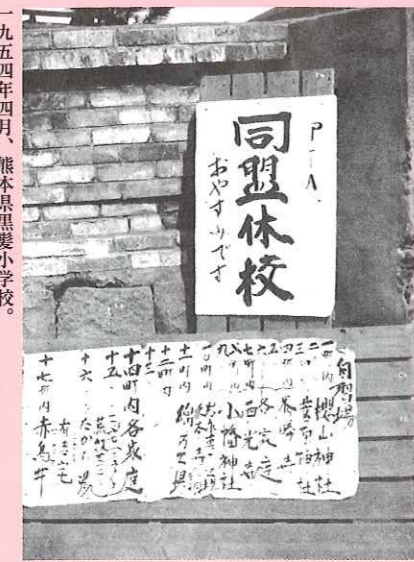
死ねとまで言ひにし父を憎みたり
消えて恋ふとき父は亡きかも

一七歳でハンセン病に罹患、一九四七年から四〇年
間、ある国立療養所に在園し亡くなった方の短歌である。
筆者は三〇年近く各地のハンセン病の療養所を訪ね、
主として子ども期の生活と教育と人権をめぐる状況な
どについて聴き取りを重ねてきている。この作品の世
界と同様の体験や想いをうかがったり、逆に、生木を
裂かれるようにして離別させられた家族や故郷への深
い思慕の念に触れることが少なくない。

ハンセン病は数多くある感染症の一つにすぎない。
にもかかわらず、それが重大な社会問題であり、人間
の自由と尊厳にかかわる人権問題であるのは、その病
者を含め家族・親戚までもが罪を犯したごとくにみな
され、偏見・差別の重圧・桎梏の中で社会から疎まれ、
肉親との絆まで断ち切れられ、人間として耐え難い痛苦
と被害を人生全体にわたって蒙ってきたからである。

ハンセン病は子ども期(二八歳以下)に発症する場合
が多い。そして、ハンセン病児および親がハンセン病
患者となり療養所へ一緒に入所せざるを得なくなった
「未感染児」と呼ばれた健康児もまた、刑罰主義・優生
主義に貫かれた国による「強制収容・終生隔離」政策の
もとで、子ども期に最も尊重されるべき「発達と学習」
の権利を侵害され、「閉ざされた未来」に向かつて生きざ
るを得ない、悲哀と苦悩を強いられた。その心的傷害
は入所して、すでにハンセン病回復者となり高齢期に
なった今もなお癒えることはない。

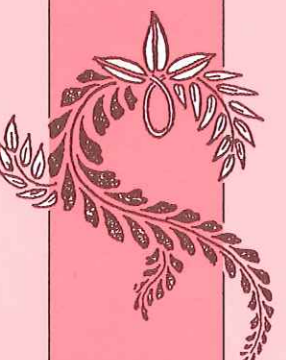
本資料集は、「竜田寮児童通学拒否事件」「藤本事件」
など戦後の日本国憲法下においてなお引き起された重
大な人権侵害の経緯や背景、患者運動の軌跡などが、
豊富な第一次根本史料によってリアルに示されており、
ハンセン病問題の真相と原因の究明に寄与するところ
大である。(しみず・ひろし)



一九五四年四月、熊本県黒髪小学校。
校門に掲示された竜田寮児童の通学に反対して
同志休校を呼びかけるPTA保護者のポスター



近現代日本
ハンセン病問題
資料集



昭和八年十月十四日長谷川保代博士(社会学)より
全巻改訂部に授けられた証書

編集部

ハンゼン氏病法(草案)

(地方公共団体及び医師等の義務)
第三條 地方公共団体及び医師その他の医療関係者は、前條に規定する国の行う業務に協力しなければならない。
(追加)

(差別的取扱の禁止)
第四條 何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、そのゆえをもつて不当な差別的取扱いはしてはならない。
(肯定)

第二章 予防

(医師の指示、届出)

第五條 医師は診察の結果、受診者が患者(患者の疑のある者を含む。第六條第二項において以下同じ)であると認めるときは、患者又はその保護者に対し、医療に必要な事項及びその予防方法を指示し、且つ、患者の氏名及び居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは現住地)、並びにその医師の所見を、十日以内に、患者の居住地を管轄する国が設置するハンゼン氏病療養所(以下「国立療養所」といふ)の長(以下「所長」といふ)に届け出なければならない。
(修正)

(診察及び消毒)

第六條 所長は、前條による届出を受けたときは、直ちに、その患者の診察を行うために必要な措置をとらなければならない。
第七條 前項による診察は、第五條による届出のあつた者を国立療養所に招致して行い、若くは事情により招致しがたい場合は、前項による診察を行わなければならない。
(修正)

ハンゼン氏病法

目次

第一章 総則	第一條—第四條
第二章 国立療養所	第五條—第十條
第三章 国立療養所	第十一條—第十九條
第四章 罰則	第二十條—第三十四條
第五章 費用	第三十五條—第三十七條
第六章 雑則	第三十六條—第三十七條

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、ハンゼン氏病の予防及びハンゼン氏病患者に対する適正な医療並に生活保護管理を図ることによつて、ハンゼン氏病が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。
(修正)

(国の義務)

第二條 国は、つねにハンゼン氏病の予防及びハンゼン氏病患者(以下「患者」といふ)の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、ハンゼン氏病の予防及び患者の医療に関する知識の普及を図らなければならない。
(修正)

第三章 国立療養所

(国立療養所への入所)

第七條 所長は、前條による診察の結果、ハンゼン氏病を伝染させるおそれがある患者について、ハンゼン氏病予防法に必要であると認めるときは、その患者又は保護者に対して、国立療養所に入所し、又は入所させるよう勧奨しなければならない。
第八條 所長は、第五條による場合の他、直接に通報若くは出頭して、診察及び入所を求める者のあつた場合、診察の上患者であると認めるときは、その患者を入所させなければならない。
第九條 所長は、第七條による入所勧奨にあたり、患者の同意を得るに必要又は有効と認めるときは、患者若くはその親族の希望により療養所を見学させることができる。
(追加)

(従業禁止)

第十條 国は、第六條の診察に当たつた医師が、ハンゼン氏病を伝染させるおそれがあると認められた患者に対して、その者が国立療養所に入所するまでの間、接客業その他公衆にハンゼン氏病を伝染させるおそれがある業務であつて、厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。
(修正)

近現代日本 ハンセン病問題 資料集

戦前編

全八巻

A4判・B5判/上製/総約三、〇〇〇ページ

編・解説 藤野豊 日本近現代史研究者

推薦 内田博文・川上武・神美知宏・齋藤美奈子・徳田靖之・永岡正己

●揃定価 本体一九〇、〇〇〇円十税



福岡新生館

本資料集「戦前編」は、日本近現代におけるハンセン病患者をめぐる政策・問題を一八七〇年代以降、敗戦まで跡づける資料集である。

遺伝病であるとしてきた近代のごく初期の「癩病」をめぐる言説。一九世紀末ハンセンにより癩菌による感染症であることが判明した後、治療するよりもむしろ文明国の恥部としてひたすらに隔離することを目的とした療養政策。しかもその感染力が弱いということが明らかであつてなお優生政策のもとで隔離は拡大強化された。その間、患者は偏見のもとに放置され、故郷や職場を追われ、名前を奪われ、残された家族もまた差別にさらされた。

本資料集「戦前編」では一八七六年から一九四四年までの諸資料約一六〇点を編集復刻した。………不―出版

配本概要

●第一回配本 二〇〇二年六月刊行

第一巻 一八七六―一九一七年・解説

第二巻 一九一八―一九三一年

第三巻 一九三二―一九三四年

第四巻 一九三五年

●揃定価 本体一〇〇、〇〇〇円十税

ISBN-N-8350-2894-5

●第二回配本 二〇〇二年二月刊行

第五巻 一九三六―一九三七年二月

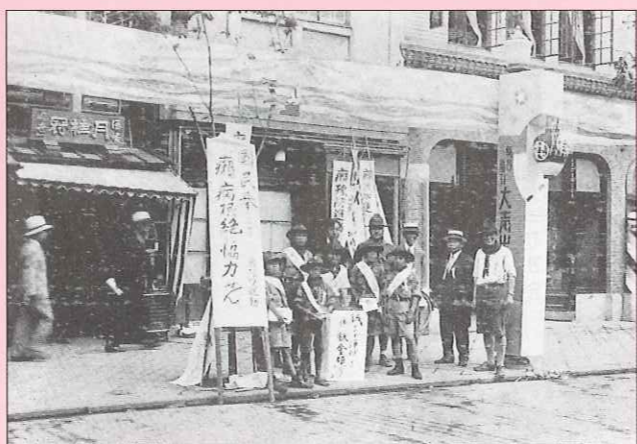
第六巻 一九三七年三月―一九三八年

第七巻 一九三九―一九四四年

第八巻 帝国議会資料(これのみB5判)

●揃定価 本体九〇、〇〇〇円十税

ISBN-N-8350-2899-6



「癩予防事業」の全国的運動(横浜市にて。1935年頃)

日本MTLリーフレット 第五編

癩は遺傳にあらず

日本MTL

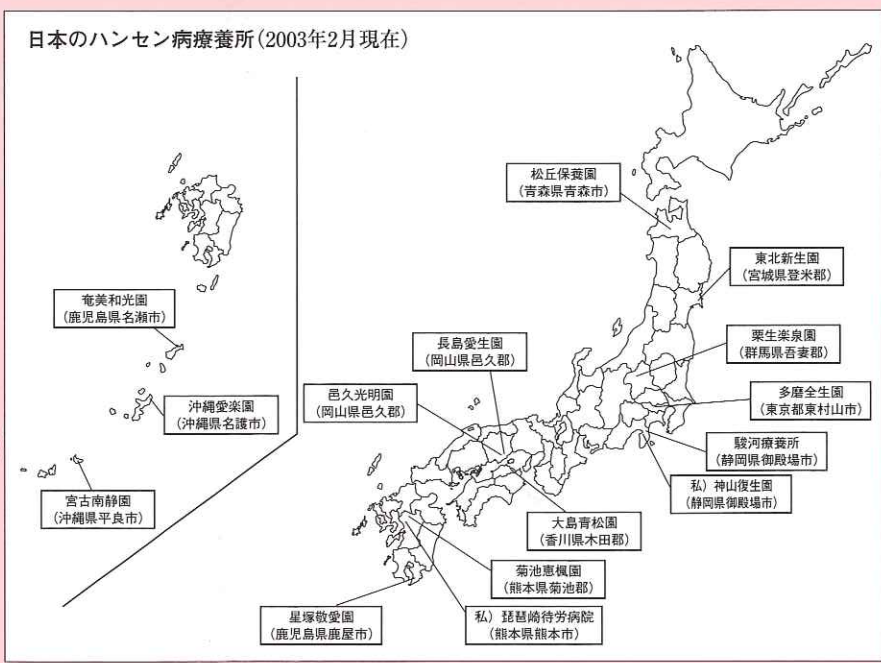
編集者 近現代日本
ハンセン病問題
 資料集成
 戦後編

全十巻・別冊

A4判・B5判／上製／総約四、〇〇〇ページ
 ●編・解説—藤野 豊(日本近現代史研究者)
 ●推薦—石川一雄・川田悦子・笹雄二・清水寛
 ●揃定価—本体二四〇、〇〇〇円十税
 ●別冊—解説・総目次・索引(戦前編全八巻も含む)
 別冊のみ分売可〃二、〇〇〇円十税 ISBN4-8350-5198-X

配本概要

- 第一回配本〃二〇〇三年七月刊行 ISBN4-8350-5195-8
 第一巻—重監房廃止・プロミン獲得運動と自治会の新生
- 第二巻—「癩予防法」改正問題Ⅰ
- 第三巻—「癩予防法」改正問題Ⅱ
 ●揃定価〃本体七五、〇〇〇円十税
- 第二回配本〃二〇〇三年一〇月刊行 ISBN4-8350-5189-0
 第四巻—戦後無らい県運動
- 第五巻—竜田寮児童通学問題Ⅰ
- 第六巻—竜田寮児童通学問題Ⅱ
 ●揃定価〃本体七五、〇〇〇円十税
- 第三回配本〃二〇〇四年一月刊行 ISBN4-8350-5193-9
 第七巻—癩刑務所・留置所設置問題
 米軍占領下沖繩・奄美のハンセン病政策
- 第八巻—藤本事件
- 第九巻—生活改善・反差別運動
- 第一〇巻—国会議事録(これのみB5判)
 別冊—解説・総目次・索引
 ●揃定価〃九〇、〇〇〇円十税



表示価格は、全て税別。

●病者の人権問題資料集成……3以降は続刊予定
 シリーズ1 近現代日本ハンセン病問題資料集成
 戦前編 全八巻
 シリーズ3 障害者問題資料集成
 シリーズ4 結核問題資料集成

不出版(株)

〒113-0023 東京都文京区向丘1-2-12
 電話(03)3812-4433
 ファクシミリ(03)3812-4464
 振替00160・294084



近現代日本
ハンセン病問題
 資料集成
 戦前編